

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか？

— 明治時代における領事裁判権の歴史的前提の素描 —

荒野泰典

一 はじめに — 言説としての「不平等」条約説 —

私たち日本人は「日米修好通商条約」（一八五八年）以後の欧米列強との通商条約には、伝統的に、次の三つの特徴があると教えられてきた。一つは、これらの条約は、幕府の無知・無能によって欧米列強によって押しつけられた「不平等」で屈辱的な条約であったこと。もう一つは、それ故に、この「不平等」を是正して「万国対峙」、つまり、欧米列強と国際的に対等な立場に立つこと、いわゆる「条約改正」が明治政府の外交政策の中心的な課題の一つとなった（もう一つは、「国権拡張」、つまり、領土拡大や植民地獲得など、東アジア地域への影響力の拡大）。それが実現したのは、日清戦争直前の一八九四年の日英条約においてであったこと。そして、三つ目に、「不平等」の理由が、（一）領事裁判権、（二）関税自主権の欠如、（三）欧米列

強への一方的な最恵国待遇の付与（日本には認められていないこと）の三点であるとされてきたこと。これらは史実として教えられるとともに、なかば強制的に記憶させられる歴史的な事項でもあった。つまり、高校や大学の入学試験で、出題される頻度の高い史実でもあった。つまり、幕末に徳川幕府と欧米列強との間に結ばれた通商条約についての上記のイメージは、中高教育を経たほどの日本人ならば、ほとんど誰もが刷り込まれ、ほぼ共通して持っているものだったと言つてよい。

ところが、三谷博は最近の「ペリー来航」に関する著書の結論部分で、次のような興味深い二つの史実を指摘している。先ず第一に、これらの条約に対する批判は当時からあったが、それは「天皇の権威を傷つけ、日本の誇りと運命を危険にさらす」という意味で、「不正」とするもので、その「不平等」をあげつらうものではなかった。そもそも、

当時幕府の対外政策を批判していた尊皇攘夷派が条約の具体的な内容を知る機会は多くはなかったはずで、その不平等さを批判することは不可能だったろう。条約の「不平等」な内容が批判されるようになるのは、徳川幕府が倒壊して、明治政権が成立してからのことだった。

そこには、次のような事情が介在していた。つまり、明治政権はもともと「攘夷」を主張していた勢力が主体であり、彼らは政権をとると、掌を返すように、欧米列強との和親を強調し、批判していたはずの諸条約を追認することを表明した。そうして欧米列強を中心とした国際社会の支持を得なければ、政権を維持することはおろか、掌握することさえ不可能だったからだ。新政権は、「攘夷」を捨て、「和親」を強調することで国際的な支持を取りつけながら、そうすることで失墜しかけた国内的な信用を回復するため、幕府の屈辱外交と失政をあげつらい、「万国対峙」を実現しうる政権としての自らをアピールしたのだった。つまり、新政権が成立した時からこの条約は、「徳川幕府の正当性を否定し、王政復古政府の正当性を証明する、もともと有効なシンボルに変わった」のだった。

第二に、これらの条約を「不平等」とする理由の内、確かに「不平等」と言えるのは最恵国待遇が欧米列強のみに与えられていることぐらいであり、ほかの二点については、

史苑（六九巻合併号）

当時の実質的な利害関係に照らし合わせてみると、かならずしもそう断定することはできない。例えば、本報告でもとりあげる領事裁判権も、幕府時代において不利益を被ったのは、むしろ日本人によって自国民を殺傷されながら加害者（日本人）の処罰は日本の政府に任さざるを得なかった欧米側だった、と三谷は言う。もちろん、開港以後格段に増えた彼我の国民の接触によって生じるようになった様々な紛争の処理とその問題点については、改めて具体的に検討されなければならないと私は考えるし、三谷も指摘しているように、明治以後の「不平等」の実態についても、虚心に検討してみる必要があるだろう。

しかし、百歩譲って、それまで強硬に「攘夷」を主張していた維新政権側が、政権を奪取したとたんに「和親」に転じ、その帳尻合せのために「修好通商条約」の「不平等」性を強調するとともに、その改正を政権の存在理由とせざるを得なかったという三谷の指摘は、十分に説得力を持っている。これを私なりに表現すれば、従来説かれてきた「通商条約」Ⅱ「不平等条約」説は、維新政府の正当性獲得のための「言説」discourse（英）、discount（仏）としての性格を強く持っていた、ということになる。

それは、また、徳川幕府の「無知・無能」説と裏腹の関係にある。徳川幕府の海外知識や能力についても、私たちが

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか？（荒野）

はごく最近までそのように語られ、教えられてきた。しかし、当時日本においてもっとも正確な海外知識と情報を持つていたのは幕府であり、それと国内情勢を摺りあわせながら、ペリー来航前後からの対外的危機を凌いで政権を維新政府に引き渡した幕府が、かならずしも「無知・無能」と言えないことも、また、確かだろう。それが領事裁判権の歴史的前提を探るといふ本報告の動機の一つでもある。

しかし、言説は同時に、現実には裏打ちされることによつて長く生命を保つことにもなる。よく知られているように、維新政府は、強引に近代化政策を推し進めながら、一八七一年（明治四）一月には、外務卿岩倉具視を特命全權大使とする米欧使節を派遣した（一八七三年）。日米修好通商条約では締結後一七ヶ月経てば、すなわち、一八七二年七月四日以降は改正交渉を始めることができる。とされており、その準備交渉がこの使節団の直接の目的だった。しかし、これもよく知られていることだが、条約改正の可能性は最初の訪問国アメリカ合衆国の拒否によつて事実上閉ざされ、維新政府は欧米列強によつて構成された欧米中心の国際社会の厳しい現実を思い知らされることになる。そのことが皮肉にも、旧幕府の「失政」の取り返しのつかなさ強調する政府官製の言説にリアリティを持たせることにもなつたと私は考える。

二. 不平等条約の成立過程 — 領事裁判権を中心に —

ここでは、「通商条約」において領事裁判権が条約締結国に与えられるまでの経緯を概観する。なお、この時期の条約は、当時様々な呼び方や表記がなされているが、本稿では、通例に従つて、ペリー来航による日米和親条約以後ロシア・イギリス・オランダとの間に結ばれた条約群を「和親条約」、ハリスによる日米修好通商条約（一八五八・安政五年）以後各国との間に結ばれた条約群を「通商条約」と呼ぶことにする。

まず、日米修好通商条約の領事裁判権の規定（六条）を確認しよう。この規定は①日本人に対し法を犯したアメリカ人の場合と、②アメリカ人に対し法を犯した日本人の場合との二つのケースからなつており、①の場合は、アメリカ領事裁判所で吟味の上アメリカの法で処罰する、②の場合には日本の役人が取り調べ、日本の法で処罰する、というものだ。およそ、法の適用には、違反が起きた土地の法律を適用する属地法主義と、違反者の所属する国や地域の法を適用する属人法主義とがあるとと言われるが、この場合は、属人法主義が取られていると考えていいだろう。この点は次節で検討することにして、ここでは、領事裁判権が①日本人に対するアメリカ人の犯罪と②アメリカ人に対する日

本人の犯罪の二つの場合に分けられていることに注目し、それぞれの場合が条約に組み込まれる過程を概観しよう。

先ず、一八五四年(安政元)の日米和親条約(神奈川条約)には、最惠国待遇についての規定はあるものの、領事裁判権、もしくは、それに類する規定はない。つまり、①②ともに規定がない。その理由は、この条約がペリー来航の本来的目的に添ったものだからと考えられる。ペリーの使命が、日本との「通商」(貿易)ではなく、日本近海で操業するアメリカ捕鯨船と中国へ渡航する貿易船の補給基地の確保と漂流民等の保護のための「和親」(友好)と「開港」だったことは、よく知られている。その目的が条約の内容を規定した。その一〇年前(一八四四年)にアメリカ合衆国が清と結んだ清米通商協定(望厦条約)においては、貿易に関する具体的な規定に混じって、領事裁判権の規定が見られる。すなわち、「シナ」の民が合衆国の民に対して罪を犯した場合には「シナ」の役人がその国法で罰し、合衆国の民が「シナ」で「シナ」の民に対して罪を犯した場合には、合衆国の領事(コンシュル)か、もしくははそのための合衆国から派遣された「公吏」(役人)のみがそれを取り調べ、合衆国の法で罰する、と。これは、一八五七年(安政四)の日米修好通商条約の領事裁判権の規定(四条)と、ほとんど同じ規定である。ちなみに、望厦条約は、日

米修好通商条約を結んだタウンゼント・ハリスが、その交渉を進めるために日本側に提出した三つの貿易条約の中の一つだった。

次に、和親条約の附録協定(下田条約、一八五四)では、下田に上陸したアメリカの船員たちで法に触れる者があれば番兵が捕らえてその船に送るとの規定(一条)が見られる。実際にそういうケースが出てきたことが、この規定の原因だろうが、この場合も、取調と処罰はアメリカ側に任せるという原則が現われている、と判断してよいだろう。その三ヶ月ほど後に長崎で結ばれた日英和親条約でも、同様の規定がある(四条)。しかし、これまでの条約に見られるのは①の規定だけで、②の外国人に対して犯罪を犯した日本人についての規定は見られない。通説に従えば、①②の規定が揃って現われるのは日露和親条約(一八五六・安政元年)においてだが、さらに、この場合の領事裁判権は「双務的」である点で、「他の片務的領事裁判権とは本質的に異なっている」とされる⁶⁾。しかし、私はこの条項が「領事裁判権」を想定したものであること自体については同意するものの、その文章を読むかぎりでは、それが明確に規定されていると断定するには無理があり、従って、それが明記されるまでの過渡的な段階にあるものと考えている⁷⁾。すなわち、上記の二つの規定が揃って現われるのは、

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか？（荒野）

一八五六年一月三〇日（安政二年十二月二三日）の日蘭和親条約においてである、ということになる。

同条約は、第二条でオランダ人が日本の法を犯した場合「出島在留の高官」がオランダの国法に従って処罰すること、第三条で、オランダ人が日本人から「不都合な取り扱い」（不当な待遇）を受けた場合には、日本において、領事官から日本政府に訴え、日本の「重役」がこれを取り調べ、日本の国法で処罰する、と定めている。これについて、石井は「対日条約のうちで、片務的領事裁判権を規定した最初のもの」と位置づけている。これより約五ヶ月前に、最後の商館長で最初のオランダ領事官（もしくは理事官）ドンケル・クルティウスは、「日蘭和親条約草稿」などとともに、同「副章」（添え書き、あるいは、解説）を長崎奉行に提出している（『幕末外国関係文書』一二—八六・八七・八八・八九・九〇）。草稿の四条がオランダへの領事裁判権の付与、五条がオランダ人に対して法を犯した日本人の処罰の規定だ。その「副章」において、クルチウスは、二つの箇条について、次のように説明している。まず、第四条については、北アメリカ合衆国との条約中同じ規定があることと「符合」（一致）し、第五条については、まったく当時の「振り合い」（状況、または、あり様）に符合する、と。「合衆国との条約」が日米和親

条約を指しているとすると、同条約には、既に検討したように、そのような規定が無いことは明らかなので、日米和親条約に仮託しながら、オランダ側の要求を通そうとしたものとみられる。日本人の処罰については、当時の長崎での慣例そのままである。さらに、後に述べるように、当時の日本における外国人との間に起きた紛争処理に関する法の適用は、伝統的に属人法主義だったので、上記の二つの条項ともに、当時の「振り合い」に合致するものだった。この条項は、日蘭の最初の「仮取極書」（一八五五・一一・九）を経て、日蘭修好通商条約（一八五八・八・一八／安政二・九・三〇）の第五条に明記された。長崎での日本人との長い交流の実績があるオランダが、紛争処理に当たっての法の適用方法を、自国民に有利な形で条約に明記することを望んだことは当然だったろう。また、領事裁判権が、法体系も習慣も違う外国で、自国民の権利と安全を確保するよりよい方法であると考えられたことも、また、確かだろう。一方日本側も、他の条項などについてはかなり執拗に議論をしているのに比べて、この条項については、ほとんど議論した形跡がない。

和親条約締結後初代の駐日総領事として来日したタウンゼント・ハリスが一八五六年（安政三）末に日本側の応接係井上清直・岡田忠養に提示した六か条の要望書（別段

所望之目録」の三条に、①領事裁判権の付与と②日本人の処罰に関する条項がある。これについて、翌年二月に幕府に復命した井上・岡田は、以下のように所見を述べている。すなわち、①②は日蘭和親条約の二・三条によつて申し立ててはいるが、実は、日露和親条約八条にもとづいてるので、「二件の趣意不相当の儀」(この件については不都合なこと)もなく、従つて了承して決定し、合意の文書を取り交わすことになると述べている(『幕末外国關係文書』一五一―一二二)。確かにこの規定は同年六月一七日(安政四年五月二六日)の日米条約(下田協約)の四条に入れられ、既に見たように、翌年の日米修好通商条約の六条にほぼそのまま組みこまれた。

ところで、ハリスの通訳兼書記を務めたヘンリ・ヒュースケンは、彼の日記の同日の記事でこの条約について記述しているが、四条については、「アメリカ人に治外法権を与え、領事の裁判に服させる」とだけ述べ、もう一つの条項①、つまり、日本人の犯罪の件については触れていない。このことから、二つの興味深い論点が導き出せる。一つは、ヒュースケンは、もちろん、ハリスも、領事裁判権の確保を重要な権利の獲得と考えており、それは、ヒュースケンが明確に書いているように、実質的な治外法権の獲得と考えていたからだと思われる。しかし、それは、ハリ

スやヒュースケン、さらには他のヨーロッパ諸国の使者達の考え方であり、おそらく、次節で述べるように、日本側の考え方は違つていたと考えられる。その違いをお互いに認識していたかどうかはさらに検討する必要があるが、おそらく、欧米側は領事裁判権の付与が欧米の国際社会で持つてゐる意味についてより具体的に説明することで交渉をさらに紛糾させることを避けるために、故意に立ちいった議論を避け、さりげなくこの箇条を挿入したように見える。一方、幕府側は、次節で見ると、外国人の犯罪に関してには伝統的に属人法主義をとつており、その延長線上にあると思われる領事裁判権を認めることについてほとんど疑問を持たなかつたのではないかと私は推測する。

もう一つの論点は、ヒュースケンが、日本人の犯罪の処理に関する条項については、一言も触れていないことに関わる。おそらく、日本人の外国人に対する犯罪のことは、彼やハリスの念頭にはなかつたのではなからうか。しかし、これ以後、来日した欧米人は、攘夷派の武士などの度重なるテロに悩まされることになり、三谷が指摘したように、その件数は、日本人が欧米人から受ける被害よりはるかに多かつた。ヒュースケン自身もその被害者の一人になつたことは、よく知られている。それに対して欧米側は、幕府にその取締りと犯人検挙・処罰を要求する以外は、なんら

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか？（荒野）

有効な手段をとることができなかった。それが領事裁判権の付与という事柄のもう一つの面だった。

三、近世日本において外国人の犯罪はどのように裁かれていたか — 領事裁判権と治外法権の間 —

ここでは、まず、幕府がなぜ欧米諸国に領事裁判権を付与することを認めたのか、ということの詮索から始めよう。理由は二つ考えられる。一つは、幕府は領事裁判権の付与は治外法権を認めることとは考えていなかった可能性があることだ。まず、「治外法権」を、その領域内のすべての人に対する管轄権（領土主権）を持つ国家が、一定範囲の人には管轄権をおよぼすことができないという欧米の国際法上の、例外的な権利のことと定義される^①。一方、領事裁判権は、領事が任地国内に居住する自国民に対しても裁判権のこととされ、居住国の法律の適用や裁判権から除外されるために、治外法権とも呼ばれたという^②。ヨーロッパ諸国の領事裁判は、イスラム国内に居住する自国民（キリスト教徒）が、異教徒であるために居住地の法（イスラム法）の適用を受けられず、領事が自国の法によって裁判を行ったことに始まる。西洋列強のアジア進出にともない、自国民の生命・財産を居住国の未開な法にはゆだねられないと

して、自国民を居住国の行政権や裁判権から除外される特権として獲得された。それ故に領事裁判権は列強によって国家主権を侵害された半植民地国の象徴と見なされるようになった、と言われる^③。

それに対して、日本側は領事裁判権の付与はかならずしも国家主権の侵犯とは考えず、むしろ、ある社会集団に自制的な権限を保障しながら自らの国家主権のもとに組みこむ、徳川政権の伝統的な統治手法の一つと考えていたのではないか。その集団がどの国民や民族で構成されていたのうと問題ではなかった。例えば、日蘭和親条約以前においては、長崎に来航し出島に居住していたオランダ人たちは、商館長を責任者・統率者とする自律的なオランダ人社会を営み、それと同時に、長崎の日本人社会に対しては、出島町の借家人として、家持の出島町人と乙名（他地域の町名主や庄屋に当たる）、および、オランダ通詞の支配と監視のもとにあった。その居住と貿易が幕府から認められるためには、日本の社会的・政治的な秩序に従い、將軍家に対して一定の「奉公」をすることが前提となっていた。商館長の江戸参府（お札）やそのたびに將軍以下幕府高官などに對してなされるおびたしい贈物、情報提供（オランダ風説書）、さらには、貿易を通じて日本側が求めているものを供給することまでが、「奉公」の一環だった。また、

オランダ商船は長崎港内に停泊した後、大砲の弾と火薬を日本側に預ける慣例になっていたが、それは、そのことを通じて日本側の秩序に服しているということの儀礼的表現でもあった。

一八四四年(天保一五)に、オランダ国王の、いわゆる「開国」勸告の国書をもたらしたオランダ軍艦パレンバン号がそのような事実上の武装解除を拒否し、ペリーが徹底して自分流を貫こうとしたのも、従来からの関係のあり方にとらわれずに新しい形の関係を構築するためだったことは言うまでもないだろう。それにかかわらず、日英和親条約の四条では、まず、日本の港に入津するイギリス船は日本の法律に従うべきことが規定され、次に、船中の高官・指揮官が日本の法を犯す時はその港を閉ざし、それ以下の身分の者はその船の指揮官に引き渡して、指揮官が処罰することになっている。つまり、その集団全体としては日本の法に従うということ、日本側は、その法の遵守についてはその集団の自治能力に依存するという点では、従来のオランダ船・中国船の長崎での法制度的な位置と共通している。それはまた、従来長く専制的と評されてきたいわゆる幕藩体制が、実は、中世以来の様々な社会集団を換骨奪胎しながらも、それぞれの自律性を温存しつつ、自らの支配下に組みこんで構築されたものであり、全体としては緩やかで

ファジーな遊びのあるシステムであった、ということに対応したものであった、と私は考えている。

もう一つの理由は、外国人に関わる紛争や犯罪の処理についての慣例で、それはおおむね以下の四点にまとめることができる。

(1) 日本の国家領域内で起きた紛争や犯罪を処理する権限はすべて中央政權(豊臣政權・徳川政權)が掌握しているが、その事例が領域外で起き、当事者が外国人同士の場合には、受けつけられない。

(2) それぞれの事例の、具体的な処理に当たっては、それが起きた場所が日本の領域内であるか否か、当事者が誰の支配に服しているか、どこの国民かなど(これを支配の「筋」と言う)が重視され、具体的な処理はその筋の「主」(支配者・責任者)が担当した。外国人の場合は、直接には、その外国人の支配を担当する日本人(大名や長崎奉行など)が取り扱う。

(3) 犯罪については、日本の担当者が取り調べて罪状を確定し、盗品の没収など原状回復はさせるが、処罰はせず、犯罪者は本国に送還して、その国の法で処罰させる。

(4) 紛争については、当事者同士の「対決」によって是非を裁定し、裁定の基準は証拠主義である。当事者が

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか？（荒野）

外国人同士の場合には、それぞれの「主」も同席した。これに一貫して見られる特徴は、支配の「筋」の原則とも呼ぶべきもので、例えば、日本人の犯罪の場合でも、それが起きた場所、あるいは、当事者の属する社会集団（藩や都市、村・町・寺社など）が主体的に処理に関わり、処罰もそれぞれの支配の「主」が行った。それぞれの社会集団は中央政府（幕府）の支配に服しながらも、それぞれに、中央政府から認められた社会的・経済的な存続の基盤と自前の慣例や法も保持し、それなりの自律性を保っていた。幕藩権力の主な役割の一つは、それらの社会集団の間の紛争処理するなど、裁定者としてのそれだった。

このように整理してみると、領事裁判権の付与ということ自体は、近世日本の、外国人に関わる案件の伝統的な処理方法と、ほとんど違わないということが理解できるだろう。さらに言えば、東南アジア各地の港市での外国人社会と現地政権のあり方、例えば、シャーバンダル制などと共通するところの多いシステムでもあることにも、気づかされる。今後の重要な研究課題の一つとなるだろう。

近世のほとんどの時期、つまり、一六三五年の海禁施行から一八五四年の開港までの間に来日した外国人たちは、領事に相当する存在を持たなかったために、犯罪の取り調べは日本側の担当者が行った。それ以後、和親条約の過渡

期を経て、通商条約期からは領事が置かれて、それぞれの国民の案件を処理するようになった。そのかぎりでは、開港以前の日本の慣例と領事裁判権の付与そのものとの間には、さほど大きな懸隔はない。その懸隔を決定的にしているのは、それぞれの前提条件の違い、すなわち、近世のそれが日本政府の支配に服するということ、すくなくとも（つまり、虚偽的ではあっても）、そのような形式をとることが前提となつているのに対して、開港以後の場合には、そのような形式、前提を剥ぎ取って、対等な国家同士の自由な関係という言説にもとづき、しかも、決定的な武力の差に裏打ちされて、設定されたものだ、という点にある。それ自体は合理性を持つ場合もあった領事裁判権が、国家主権の侵犯でもある治外法権と混同される理由も、そこにある。

四．おわりに — ワークショップでの議論のために —

このテーマについて残された課題は多いが、とりあえず、取り組まなければならないのは、和親条約から通商条約に移行する間にこの問題が日本と欧米列強との間でどのように議論されたか、当事者たちはどのように意識していたのかを、具体的に明らかにすることだろう。そのためにも、

今回のワークショップで以下の二点について議論してもらえれば、今後の私のこの分野の研究について裨益するところが大きい。

(1) 領事裁判権が設定された各国のそれぞれの歴史的状況についての、本報告での日本と同じ視角での事例の紹介。

(2) 領事裁判権についての各国の現在の研究状況。特に、中国やベトナム・タイなど、東アジア・東南アジア諸国の事例の紹介。

以上を議論を経て、領事裁判権の問題を世界的な視野の中において考えたいというのが、私がこのワークショップに期待するところである。

〔註〕

(1) 三谷博『ペリー来航』吉川弘文館、二〇〇三年。なお、三谷は、本文でとりあげた諸点の他に、いわゆる「開国」後も日本は多くの閉鎖的な部分を残していたことを周到に指摘している。その点でも私は、三谷の意見に賛成である。なぜならば私は、近世の日本が「鎖国」ではなかったと同じ論理的なレヴェルで、ペリー艦隊による「開港」以後の日本は「開国」ではなかったと考えており（荒野「世界の近世日本——近世国際関係論の構築に向けて——」『第五七回歴史博フォーラム 国際社会の中の近世日本』国立歴史民俗博物館、二〇〇六年）、その立場からすると、従来「開国」と考えられてきた諸事象は、「海禁」体制の近代的再編と位置づけることができる（これについては、註(3)参照)。

(2) 新政府関係者で最も早い時期に通商条約の不平等さを指摘し、条約改正の必要を説いたのは、明治二(一八六九)年二月の岩倉具視の意見書「外交・会計・蝦夷地開拓意見書」(『日本近代思想大系 対外観』岩波書店、一九八八年)と考えられている。

(3) さらに付言すれば、この条約の締結をもって伝統的に「開国」と呼び慣わされてきたが、正確には「開港」と呼ぶべきだと私は考えている。「開港」は「開国」ではない。同様に、「四つの口」で国際関係を営んでいた近世日本も「鎖国」ではない。この条約には一般の日本人と外国人との自由な接触や売買を禁じる条項が数多くあるが、それは、実は、「通商条約」も同様である。徳川幕府は「開港」はするが、一般人がその場での国際関係に自由に加わることまでは認めない。すべての関係において「役人」を通すこと、としている。つまり幕府は、条約を結ぶことによって欧米列強をはじめとする諸外国との国際関係は拡張したものの、その関係を一般の人々(市民、あるいは、国民)にまで開放しようとはしなかった、と言うことができる。その姿勢は明治政府も、そのまま受け継いでいる。例えば、先の岩倉の「意見書」でも、広く「万国」と交通せざるを得ないというのが「宇内」(世界)の情勢だとする一方で、「皇国ノ臣民」の留學・貿易のために海外に渡航する者には「外国官」(後に外務省)から「印鑑」を与えて、その取締りを厳重にすべきであり、「無頼ノ徒」が勝手に渡航すれば様々な弊害

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか？

(荒野)

を生じて、ついに皇国の恥辱となるので、「府藩県」に命じて、あらかじめその取締りをさせるべきである、それも「今日の急務」である、と述べている。つまり、留学や貿易など、国家的目的に添うもの以外の日本人の海外渡航は、厳しく制限するということだ。例えば、九州西南地方から海外（主に東南アジア地域）に出稼ぎに行った女性たち、いわゆる「からゆきさん」たちの多くが、同地方から輸出される石炭にまぎれて出国せざるをえなかった制度的背景が、ここにある。このような支配者側の国際関係に関する意識は、旧幕府も維新政府も共有しており、部分的にはあるが、現在の日本政府や外務省なども保持していることが確認できる。

(4) 仁井田陞『中国法制史』増訂版『岩波書店』一九六三年（初版は一九五二年）。

(5) 日露和親条約が幕府の代表筒井・川路らとプチャーチンとの間に結ばれたのは、日本暦の安政元年（二月二日）、この日は、西暦（グレゴリウス暦）では、一八五六年一月二六日に当たる。従ってここでは、一八五六年（安政元）と表記した。

(6) 石井孝『日本開国史』吉川弘文館、一九七二年。

(7) 本稿でとりあげる条約は、特に断らないかぎり、いずれも『幕末維新外交史料集成』第一巻、および第三巻（第一書房、一九七八年復刻、初版一九四三年）によっている。さて、日露和親条約の第八条は、「魯西亜人の日本国にある、川路聖謨の花押のある正文では「魯西亜人の日本国にある、日本人の魯西亜国にある、これを持つこと緩優にして禁錮することなし、然れども若法を犯す者あらはこれを取押へおき処するに各その本国の法度を以てすべし」（句点は筆

者、適宜読み下し、仮名遣いも現行のものに改めた、以下同）となっていて、前段は、難解である。附属の漢文も、ほぼ同じ文脈であり、文意だ。一方、「魯国下田条約和解」（ロシア側のプチャーチンによる条約本文とその解説の日本語訳）では、「一、魯人日本において、また日本人魯西亜においても常に自由にして何なる不都合にも及ばれまじき事、一、法を犯したる者は罪すべき事、但し自国の法に従うべし」とされており、前段の文の意味するところは、日本側正文と同じく、理解しづらい。第六条には、止むを得ない場合には、箱館・下田の内一港にロシア政府の派遣する「官吏」を置くことになっており、これがやがて「領事」となっていくことは想定できるが、八条との論理的関連は明らかではない。日露の和親条約が、日米和親条約を下敷きにしていくことは明らかだ。そこで、改めて日米和親条約を点検すると、漂流民の待遇の条項（第四条）に、次のような文章がある、すなわち、「一、漂着あるいは渡來の人民取り扱ひの儀は、他国同様緩慢にこれあり、閉じこめ候儀いたすまじく、しかしながら、正直の法度には服従致し候事」と。明らかに日露和親条約の八条と文章の構造はほぼ同じであり、この前段の文章の対象が「漂流民、もしくは渡來の人民」であることと、後段が、「正直の法度」（正しい法律）となっている点が違う。

そのことを念頭において先の八条を読むと、「兩國の國民はそれぞれ相手国では寛大に扱われ、禁固されるようなこととはないが、法を犯した場合には、それぞれ自国の法によって裁かれる」というような意味であることが判明する。前段が、和親条約の下での兩國國民の、それぞれの相手国に

おける対等な待遇と、後段が法の適用の属人法主義を確認したものである。この段階では、領事裁判権の付与は、また、明確な形をとっていないと私は考える。但し、後に触れる、ハリスの要望書（安政四・二・一七）による領事裁判権付与の要求に対して、幕府の応接係井上清直・岡田忠養は、ハリスの要求は日蘭条約にもとづいているようではあるが、その実、ロシア条約第八条によるものと述べている（『幕末外国関係文書』一五—二二）。当時既にこの八条は領事裁判権に関する条項との認識が日本側にはあつたと推測される。そして、ロシア側は当初からそのような意図を持つて来航した。ロシアの使節プチャーチンが一八五四年一月三〇日（ロシア暦一八日）（安政元・一・二）に幕府に提出した「日露修好条約草案」（全八条）によれば、彼の使命が、ペリーとは違つて、日露両国の修好を前提として、国境の画定、日本の二港開港とロシア人の居留と信教の自由、貿易章程、漂流民の保護、などの他に、「館長」（領事）の駐在（六条）、属人法主義と「領事」裁判（七条）、最恵国待遇（八条）など、多様な関係の構築をめざしたものであったことが解る（『幕末外国関係文書』四一六）。それが「和親条約」の枠内にとどまつたのは、日米和親条約という制約と関係をその枠内に押し込めようとする幕府の抵抗、さらにそれを、大地震と津波によるプチャーチンの乗船ディアナ号の大破という事故が後押ししたと考えられる。プチャーチンの当初の目的は、二度目の来日による日露修好通商条約（一八五八・八／安政五・七・二一）に明記されようやく実現することになる。

(8) 石井前掲註(6)書。

史苑(六九卷合併号)

(9) 『ヒュースケン日本日記一八五五—一六一』（青木枝朗訳、岩波文庫、一九八九年）。

(10) 『ハリス 日本滞在記 中』（全三冊、坂田精一訳、岩波文庫、一九五三—五四年）。

(11) 波多野里望「治外法権」『平凡社大百科事典』平凡社、一九八五年。

(12) 藤村道生「領事裁判権」註(11)書。ちなみに、領事裁判権が設定された諸国は、トルコ・イラン・エチオピア・タイ・中国・エジプト・チュニジア・アルジェリア・モロッコ、およびトルコ治下のブルガリア・セルビア・ギリシャ。日本はオランダに認めたのを皮切りに、計一六カ国に認めている（なお、藤村は日米修好通商条約が最初としているが、本文で述べたように、日蘭和親条約が最初である）。日本がこれを回収したのは一八九九年、トルコ一九二三年、イランが一九二七年、中国は一九四三年、エジプトが一九四九年で、これを最後に領事裁判権は過去のものとなった、という。

(13) 荒野泰典「長崎口の形成」『幕藩制国家と異国・異域』校倉書房、一九八九年。

(14) 荒野泰典註(13)論文、および「近世中期の長崎貿易体制と抜け荷」『日本近世史論叢 上』（吉川弘文館、一九八四年）、後『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）に収録。

(15) 藤木久志「境界の裁定者——山野河海の紛争解決——」『日本の社会史第二巻 境界領域と交通』岩波書店、一九八七年。

(16) 弘末雅士『東南アジアの港市社会——地域社会の形成と世界秩序——』岩波書店、二〇〇四年。

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか? (荒野)

【追記】

本稿は、二〇〇八年八月二十九日にオランダ王国ライデン市のライデン大学において開かれた学術交流のためのワークショップにおける報告のために準備した原稿である。実際の報告では、報告は英語、報告時間も二〇分という制約があったので、この原稿を約三分の一に削ってその梗概を提示するにとどまった。この原稿が意図したところがどの程度参加者に理解してもらえたかについては、私の英語能力の乏しさとも相俟って、かなり心もとないところがある。しかし、そのこととは別に、この報告の準備過程で、私は、かねての持論である「鎖国・開国」言説論とこの面での今後の研究の展開について確信を深めることができたので、この原稿をそのままの形で発表する機会を求めた。幸い、『史苑』編集部の「好意で、その機会を与えられた。同編集部に感謝したい。

なお、このワークショップは、貴志俊彦氏(神奈川大学経済学部教授)代表の科学研究費「一七—二〇世紀の東アジアにおける「外国人」の法的地位に関する総合的研究」(二〇〇六—〇九年)の研究活動の一環として、ライデン大学文学部、およびアジア研究国際機構(IIAS)との共催で、開催された。日本側のコーディネータは弘末雅士

氏(本学文学部教授)、ライデン大学側のコーディネータはF・レオナルド・ブリュッセイ氏(同大学歴史学部教授)で、内容の概略は以下の通り。

* テーマ: The Netherlands and Japan Workshop on

Academic Exchange about Asian Identities

— The Comparative Study of the Legal and

Social Status of Foreigners in East and

Southeast Asian Countries during the 17-20th

Centuries —

* 開催日時: 二〇〇八年八月二八日 10:00 — 17:00

* 開催場所: ライデン大学基金所有のスヌック・フルフ

ローニユ・ハウス Snouck Hurgronjehuis 三階の演習室

* 報告者とテーマ

• Words of welcome by Leonard Blusse

• Keynote speech: KISHI, Toshiko 貴志俊彦 /

Kanagawa University

The Legal and Social Status of Foreigners in East and

Southeast Asia, Introduction to the Theme

— ただし、貴志俊彦氏が体調不良のために欠席されたので、コーディネーターの弘末氏が代

読 —

• 11.00-11.30 : ARANO, Yasunori 荒野泰典 / Rikkyo

University

Judicial Trials for Foreigners in Late Premodern

Japan: The Historical Precedent for Granting

Jurisdiction of Foreign Consuls

- 11.30-12.00 : KAWASHIMA, Shin 川島真 / Univ. of Tokyo

The Long History of a village of Jimnen Island

: a consideration based on Qiaobao and local newspapers

- 12.00-12.30 discussion

- 14.00-1430 : HIROSUE, Masashi 弘末雅士 / Rikkyo University

The Rise of Indonesian Nationalism and Mixed

Marriage between Indonesians and Europeans-Free

Love, Concubinage and Marriage

- 14.30-15.00 : SHIBAYAMA, Mamoru 柴山守 / Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

Hanoi Urban Transition in 19-21 Centuries, an

Area Informatics Approach

- 15.15-15.45 : Patricia TJIOOK-LIEM / Leiden University

史苑 (六九卷合併号)

The consular treaty between The Netherlands and

China, the Law on Dutch Citizenship and the

Chinese in the Dutch East Indies (1903-1910).

- 15.45-17.00 : Discussion

午前中の司会はレオナルド・ブリュッセイ氏、午後の司会はウイム・ボート氏(日本学科学教授、近世思想史)で進められた。参加者は、オランダ側がヘルマン・ムースハルト氏(幕末・維新日蘭関係史)、イヴォ・スミット氏(日本学科学教授、日本中世文学)、キリ・パラモア氏(日本学科学教授、近世思想史)などをはじめ、大学院生や学生諸君、日本人は松方冬子氏(東京大学史料編纂所准教授)、島田竜登氏(西南学院大学准教授)など、研究等の目的でライデン大学やオランダを訪問している人たちが留学生たちだった。ただ、八月末は秋の新学期が始まる直前の、さまざまな学会が催される時期で、この日も私たちのワークショップの他にいくつかの、大きな学会が催されていたようである。オランダ側からの報告者が一人だったのは、ライデン大学のほとんどの研究スタッフがそれらの学会に参加していたためだったらしい。そのことをブリュッセイ氏はしきりに気にしておられたようだが、しかし、その割には主催者側が期待していた以上の参加者があり、また、参加者

近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか？（荒野）

はほとんどが旧知の間柄だったために、和氣藹々とした雰
囲気の中で、活発な意見が交わされた。

それぞれに興味深い報告と議論だったが、私の報告に関
しては、当時の「外国人」、および日本人の紛争と処理の
実態を具体的に明らかにすることの必要性が、痛感された。
『通信全覽』、およびその『続輯』をはじめとして関連史料
がたくさん残されており、かつ、ムースハルト氏の指摘の
ように、オランダ側を始め、欧米側にも多くの史料が残っ
ていると考えられる。また、和親条約や通商条約の、私が
本稿で提示したような視角、すなわち、いかに「開かれた」
か、ではなくて、いかに「閉じられた」ままだったかとい
う視角からの検討はまだ、ほとんどなされていない。つま
り、研究者たちが、変わった面ばかりに目を奪われて、変
わらない面、現在にまで続く閉鎖的な面の歴史的な検討を
いかにおろそかにしてきたか、ということをあらためて強
く意識する機会となった。

なお、このワークショップの実現に尽力された弘末・ブ
リュッセイのお二人、司会を勤められたボート氏をはじめ
とする関係者に皆さんに、あらためて感謝したい。

（本学文学部教授）